

発議第 2 号

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算枠の拡大を
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
第 112 条及び多可町議会会議規則(平成 17 年議会規則第 1 号)
第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和元年 9 月 3 日提出

提出者 多可町議会議員 山口 邦 政

賛成者 多可町議会議員 笹 倉 政 芳

意見書第1号

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算枠の拡大を求める意見書

多可町では、平成3年度から下水道整備に着手し、同年度に兵庫県が提唱した『生活排水99%大作戦』に基づき、強力に整備を進めてきた。現在は、処理場等設備の長寿命化計画を策定し、計画的に改築更新を進めているほか、処理場の統廃合や、予防保全の強化等による改築費用の縮減など、将来にわたって下水道施設の機能を維持していくための取組を進めている。

このような状況の中、国の財政制度等審議会において、汚水処理施設に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要があるとの指摘があり、これを受けた国の令和元年度予算では、浸水対策及び未普及対策等に国庫補助が重点配分されたところである。

今後も、老朽化した汚水処理施設の改築への国庫補助が削減されれば、一般会計繰入金が増額や下水道使用料の増額改定により必要な財源を賄わざるを得ず、必要な財源が確保できなかった場合には、大規模地震発生時等において、汚水管の破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに下水処理の機能停止によるトイレの使用停止などの事態が発生し、住民生活に重大な影響が及ぶことが懸念される。

よって、国におかれては、将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、町民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、南海トラフ地震をはじめとする未曾有の自然災害へ備えるため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

1. 下水道施設の改築に係る国庫補助制度の継続・拡大を図ること
2. 災害時の機能保全、安全性確保の観点から、下水道施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること
3. 南海トラフ地震や山崎断層地震などの大規模地震に加えて、巨大台風などの自然災害に備える事前防災の観点から、防災・減災対策等に必要な予算を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災） 様

兵庫県多可郡多可町議会議長 清水俊博